

新

II 諸経費率表

純工事費(百万円)	諸経費率(%)	純工事費(百万円)	諸経費率(%)
10 以下	<u>34.5</u>	55 を超え 60 以下	<u>22.4</u>
10 を超え 12 以下	<u>33.0</u>	60 を超え 70 以下	<u>21.5</u>
12 を超え 14 以下	<u>31.8</u>	70 を超え 80 以下	<u>20.9</u>
14 を超え 16 以下	<u>30.8</u>	80 を超え 90 以下	<u>20.3</u>
16 を超え 18 以下	<u>29.9</u>	90 を超え 100 以下	<u>19.8</u>
18 を超え 20 以下	<u>29.2</u>	100 を超え 120 以下	<u>18.9</u>
20 を超え 22 以下	<u>28.5</u>	120 を超え 140 以下	<u>18.2</u>
22 を超え 24 以下	<u>27.9</u>	140 を超え 160 以下	<u>17.6</u>
24 を超え 26 以下	<u>27.4</u>	160 を超え 180 以下	<u>17.1</u>
26 を超え 28 以下	<u>26.9</u>	180 を超え 200 以下	<u>16.7</u>
28 を超え 30 以下	<u>26.4</u>	200 を超え 250 以下	<u>15.8</u>
30 を超え 35 以下	<u>25.5</u>	250 を超え 300 以下	<u>15.1</u>
35 を超え 40 以下	<u>24.7</u>	300 を超え 350 以下	<u>14.6</u>
40 を超え 45 以下	<u>24.0</u>	350 を超え 400 以下	14.1
45 を超え 50 以下	<u>23.4</u>	400 を超え 500 以下	<u>13.4</u>
50 を超え 55 以下	<u>22.8</u>	500 を超えるもの	<u>12.8</u>

- 注) 1. 本表の諸経費率によって算出された額が、それぞれの欄の前欄において算出される額の最高額に達しないときは、その最高額まで増額することができる。
2. 本表の諸経費率を適用する純工事費は、一発注（建築+解体）を単位として算定された額とする。
- なお、本表の諸経費率の適用に当たっては、原則として建物と附帯工作物については別発注、木造建物と非木造建物については一発注として算定するものとする。
3. 住宅瑕疵担保履行法に基づく資力確保費用は諸経費率に含まれている。

【別記10】 附帯工作物調査算定要領

(第1章から第2章 略)

第3章 算 定

(補償額の構成)

第6条 附帯工作物の復元費及び再築費の構成は、次のとおりとする。

旧

II 諸経費率表

純工事費(百万円)	諸経費率(%)	純工事費(百万円)	諸経費率(%)
10 以下	<u>24.9</u>	55 を超え 60 以下	<u>18.9</u>
10 を超え 12 以下	<u>24.2</u>	60 を超え 70 以下	<u>18.4</u>
12 を超え 14 以下	<u>23.6</u>	70 を超え 80 以下	<u>18.1</u>
14 を超え 16 以下	<u>23.1</u>	80 を超え 90 以下	<u>17.7</u>
16 を超え 18 以下	<u>22.7</u>	90 を超え 100 以下	<u>17.5</u>
18 を超え 20 以下	<u>22.3</u>	100 を超え 120 以下	<u>17.0</u>
20 を超え 22 以下	<u>22.0</u>	120 を超え 140 以下	<u>16.6</u>
22 を超え 24 以下	<u>21.7</u>	140 を超え 160 以下	<u>16.2</u>
24 を超え 26 以下	<u>21.5</u>	160 を超え 180 以下	<u>15.9</u>
26 を超え 28 以下	<u>21.2</u>	180 を超え 200 以下	<u>15.7</u>
28 を超え 30 以下	<u>21.0</u>	200 を超え 250 以下	<u>15.2</u>
30 を超え 35 以下	<u>20.5</u>	250 を超え 300 以下	<u>14.7</u>
35 を超え 40 以下	<u>20.1</u>	300 を超え 350 以下	<u>14.4</u>
40 を超え 45 以下	<u>19.7</u>	350 を超え 400 以下	14.1
45 を超え 50 以下	<u>19.4</u>	400 を超え 500 以下	<u>13.6</u>
50 を超え 55 以下	<u>19.1</u>	500 を超えるもの	<u>13.3</u>

- 注) 1. 本表の諸経費率によって算出された額が、それぞれの欄の前欄において算出される額の最高額に達しないときは、その最高額まで増額することができる。
2. 本表の諸経費率を適用する純工事費は、一発注（建築+解体）を単位として算定された額とする。
- なお、本表の諸経費率の適用に当たっては、原則として建物と附帯工作物については別発注、木造建物と非木造建物については一発注として算定するものとする。
3. 住宅瑕疵担保履行法に基づく資力確保費用の対応は別途考慮する。

【別記10】 附帯工作物調査算定要領

(第1章から第2章 略)

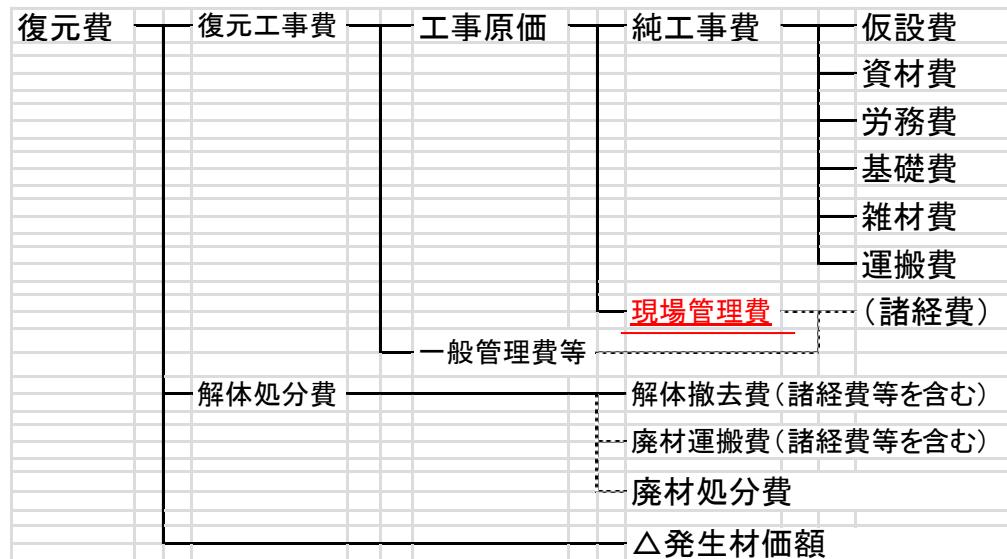
第3章 算 定

(補償額の構成)

第6条 附帯工作物の復元費及び再築費の構成は、次のとおりとする。

新

＜復元費の構成＞

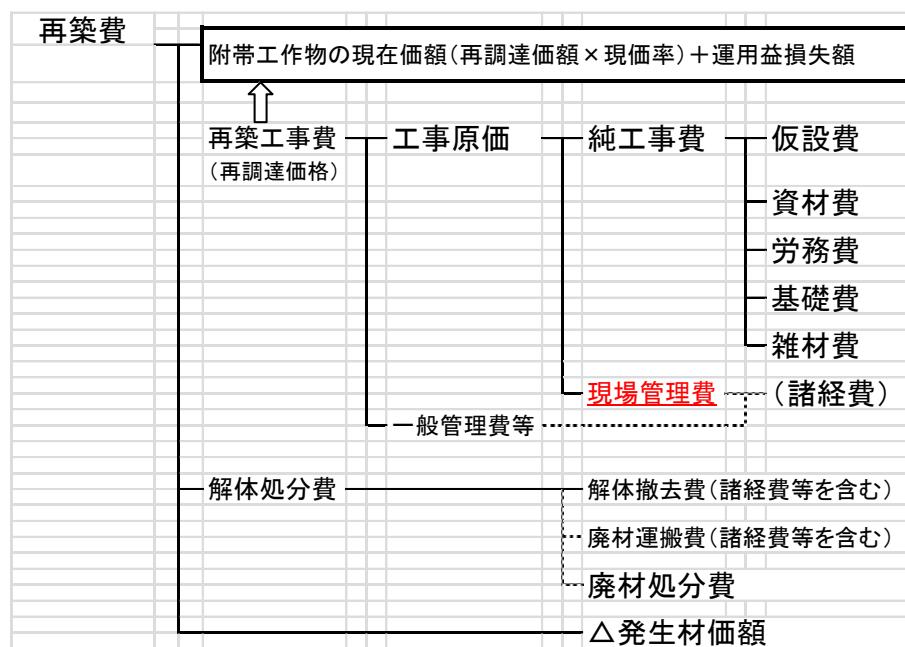


旧

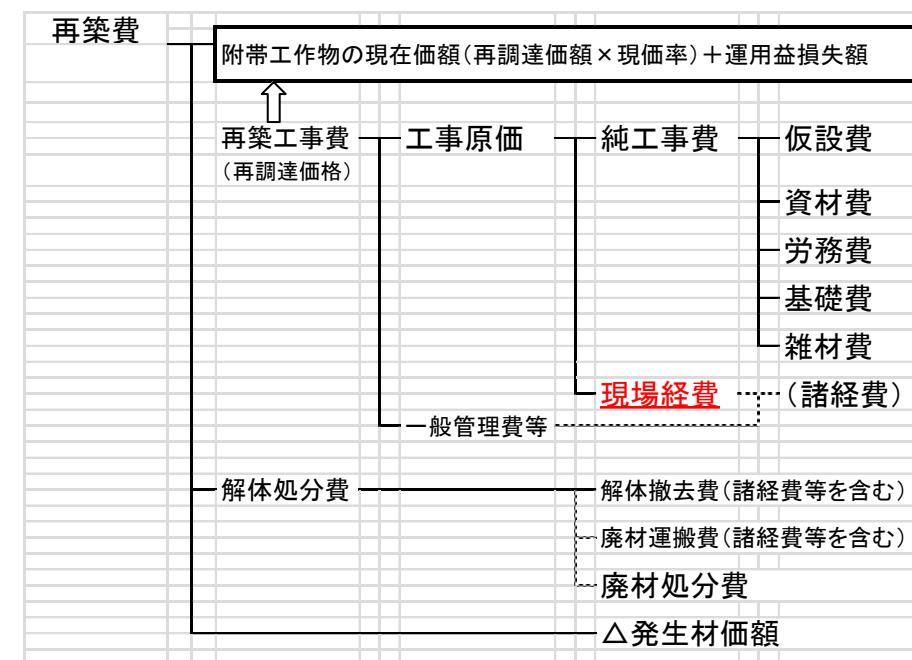
＜復元費の構成＞



＜再築費の構成＞



＜再築費の構成＞



(第7条 略)

(別表1 略)

(第7条 略)

(別表1 略)

新

別表2 諸経費率表

純工事費(百万円)	諸経費率(%)	純工事費(百万円)	諸経費率(%)
10 以下	<u>34.5</u>	55 を超え 60 以下	<u>22.4</u>
10 を超え 12 以下	<u>33.0</u>	60 を超え 70 以下	<u>21.5</u>
12 を超え 14 以下	<u>31.8</u>	70 を超え 80 以下	<u>20.9</u>
14 を超え 16 以下	<u>30.8</u>	80 を超え 90 以下	<u>20.3</u>
16 を超え 18 以下	<u>29.9</u>	90 を超え 100 以下	<u>19.8</u>
18 を超え 20 以下	<u>29.2</u>	100 を超え 120 以下	<u>18.9</u>
20 を超え 22 以下	<u>28.5</u>	120 を超え 140 以下	<u>18.2</u>
22 を超え 24 以下	<u>27.9</u>	140 を超え 160 以下	<u>17.6</u>
24 を超え 26 以下	<u>27.4</u>	160 を超え 180 以下	<u>17.1</u>
26 を超え 28 以下	<u>26.9</u>	180 を超え 200 以下	<u>16.7</u>
28 を超え 30 以下	<u>26.4</u>	200 を超え 250 以下	<u>15.8</u>
30 を超え 35 以下	<u>25.5</u>	250 を超え 300 以下	<u>15.1</u>
35 を超え 40 以下	<u>24.7</u>	300 を超え 350 以下	<u>14.6</u>
40 を超え 45 以下	<u>24.0</u>	350 を超え 400 以下	14.1
45 を超え 50 以下	<u>23.4</u>	400 を超え 500 以下	<u>13.4</u>
50 を超え 55 以下	<u>22.8</u>	500 を超えるもの	<u>12.8</u>

(注) 1. 本表の諸経費率によって算出された額が、それぞれの欄の前欄において算出される額の最高額に達しないときは、その最高額まで増額することができる。

2. 本表の諸経費率を適用する純工事費は、一発注（建築+解体）を単位として算定された額とする。

なお、本表の諸経費率の適用に当たっては、原則として建物と附帯工作物については別発注、木造建物と非木造建物については一発注として算定するものとする。

(様式第1及び様式第2 略)

旧

別表2 諸経費率表

純工事費(百万円)	諸経費率(%)	純工事費(百万円)	諸経費率(%)
10 以下	<u>24.9</u>	55 を超え 60 以下	<u>18.9</u>
10 を超え 12 以下	<u>24.2</u>	60 を超え 70 以下	<u>18.4</u>
12 を超え 14 以下	<u>23.6</u>	70 を超え 80 以下	<u>18.1</u>
14 を超え 16 以下	<u>23.1</u>	80 を超え 90 以下	<u>17.7</u>
16 を超え 18 以下	<u>22.7</u>	90 を超え 100 以下	<u>17.5</u>
18 を超え 20 以下	<u>22.3</u>	100 を超え 120 以下	<u>17.0</u>
20 を超え 22 以下	<u>22.0</u>	120 を超え 140 以下	<u>16.6</u>
22 を超え 24 以下	<u>21.7</u>	140 を超え 160 以下	<u>16.2</u>
24 を超え 26 以下	<u>21.5</u>	160 を超え 180 以下	<u>15.9</u>
26 を超え 28 以下	<u>21.2</u>	180 を超え 200 以下	<u>15.7</u>
28 を超え 30 以下	<u>21.0</u>	200 を超え 250 以下	<u>15.2</u>
30 を超え 35 以下	<u>20.5</u>	250 を超え 300 以下	<u>14.7</u>
35 を超え 40 以下	<u>20.1</u>	300 を超え 350 以下	<u>14.4</u>
40 を超え 45 以下	<u>19.7</u>	350 を超え 400 以下	14.1
45 を超え 50 以下	<u>19.4</u>	400 を超え 500 以下	<u>13.6</u>
50 を超え 55 以下	<u>19.1</u>	500 を超えるもの	<u>13.3</u>

(注) 1. 本表の諸経費率によって算出された額が、それぞれの欄の前欄において算出される額の最高額に達しないときは、その最高額まで増額することができる。

2. 本表の諸経費率を適用する純工事費は、一発注（建築+解体）を単位として算定された額とする。

なお、本表の諸経費率の適用に当たっては、原則として建物と附帯工作物については別発注、木造建物と非木造建物については一発注として算定するものとする。

(様式第1及び様式第2 略)